

あずま ひろき通信

2018 年

1 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 配偶者控除、2018 年から 103 万円の壁が 150 万円に！

配偶者控除の「年収 103 万円の壁」、または配偶者特別控除の「141 万円の壁」。「これ以上働くと夫の税金が増えてしまう」というのを耳にした方も多いでしょう。この壁が 2018 年から 103 万円→150 万円、141 万円→201.6 万円にそれぞれ引き上げられます。つまり、配偶者控除等をうけながら妻が稼げる金額が増えることになります。しかし、今回の改正で夫の年収が 1,220 万円超の場合は配偶者控除の対象から外れることになったため、今まで控除を受けていた高所得者世帯にとっては増税となります。また改正後は夫と妻の年収等により控除額が細かく区分され、制度がかなり複雑になっています。そこで気になるのは世帯全体での手取り額がどうなるかということですよね。結論からいうと、150 万円および 201.6 万円双方において、その壁以上稼いだとしても世帯全体での手取り額が減ることはありません。多少夫の税金が増えたとしても、世帯全体での手取り額はプラスになります。しかし、配偶者控除の壁以上に手取り額に大きく影響してくるのが社会保険料の壁です。妻の年収が 130 万円（大企業等の場合は 106 万円）を超えると健康保険や年金などの社会保険料を自分で負担しなければならず、目先の負担はかなり増えます。ただこれに関しても、厚生年金に加入することができれば、将来受け取る老齢厚生年金の額は増えます。勤務先の健康保険に加入できれば、パート中長患いをしたとしても傷病手当金（月給の 3 分の 2）を受け取ることができます。目先のことだけでなく、広い視野でライフプランを考え、働き方を見直してみるとよいでしょう。

※上記は 2018 年 1 月現在の税制にもとづき作成しております。税制は将来変更されることがありますのでご注意ください。個別の取り扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。



? マネークイズのコーナー

私たちが金融機関から購入できる投資信託の数はいくつあるのでしょうか？

- 1 1,000 本
- 2 3,000 本
- 3 6,000 本



（答えは裏面にあります！）

📌 今月のお知らせ

1 月 16 日は、禁酒の日という記念日になっていることを知っていますか。1920（大正 9）年に、アメリカで禁酒法が施行された日だそうで、それが遠い日本にも渡ってきて記念日になったそうです。記念日に倣って、お酒が好きな人も、1 月 16 日はお酒を控えてみるというかもしれませんね。



コラム 医療費控除にかわる、セルフメディケーション税制とは？

医療費控除をご存じの方は多いのではないのでしょうか？ 1年間(1月1日～12月31日)で支払った医療費の内、10万円を差し引いた金額を所得から控除できるというものです。ただ、「わが家の医療費は10万円もいかないから関係ない」という方も多いでしょう。そこで、医療費の自己負担分が10万円を超えない場合でも利用できる新しい制度「セルフメディケーション税制」が2017年からスタートしているのをご存じでしょうか？ これは、特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えた場合、その超えた金額を所得控除できるという制度です。ただし、この制度を利用する場合は、確定申告をする人が健康診断や予防接種等をうけていることが条件になります。家族分の薬代を合算することは可能です。

OTC医薬品とは、もともと医師の処方が必要で買えなかった医療用医薬品を薬局で購入できるようにしたものです。具体的な対象医薬品は厚労省のサイトに掲載されています。また、購入したレシートに★印が印字されていたり、製品パッケージに識別マークが印字されているものもあります。2017年分のレシートを保管していた人は今のうちに整理をし、2月16日から始まる確定申告で申告してみましょう。2017年分のレシートはうっかり捨ててしまったという人は、この1月から、お薬のレシートはしっかりと保管をし、2018年分のセルフメディケーション税制の利用に向けて準備をはじめてみてはいかがでしょうか？



※上記は2018年1月現在の社会保険制度にもとづき作成しております。

詳細につきましては、健康保険組合または各市町村等にご確認ください

A マネークイズの答え

正解：3 6,000本

投資信託協会の10月末時点のデータによると、私たち個人が購入できる公募投資信託の数は6,211本。世の中には6,000本以上もの投資信託が出回り、その中から自分に適した商品を選ばなければなりません。選び方がわからないと気が遠くなりそうですね。



編集後記

【一升餅】

1月は息子の1歳の誕生日だったので、親に習って一升餅を背負って歩かせました。

とてもとても固くて、その場で切って親戚に配ることができなかったので一升丸々家にありますが、1月中は毎日餅を食べても無くなりそうにありません…

正月太りの延長戦ですね（汗）

発行

ソニー生命保険株式会社 新宿ライフプランナーセンター第2支社

〒151-8583 東京都渋谷区代々木2-2-1 小田急サザンタワー10F

携帯電話：090-9676-1024 TEL：03-5358-1822

ライフプランナー 東宏樹（あずまひろき）

